



医 療 審 第 4 号

平成12年2月21日

厚 生 大 臣

丹 羽 雄 哉 殿

医 療 審 議 会 会 長

浅 田 敏



医療法等の一部を改正する法律案要綱について（答申）

平成12年2月10日発健政第9号をもって諮問のあった標記については、当審議会としては、医療を取り巻く環境の変化に対応するための課題に取り組むものとしてこれを了承する。ただし、一部の委員から、医療法上の人員配置基準は最低基準であり、一般病床の看護職員の配置基準は入院患者4人に1人とすべきとの意見があったことを付記する。

諮問案についての意見は次のとおりであるので、政府において適切に対処し、引き続き改革を進めることを要望する。

① 公私病院等の機能分担と連携

公私病院の機能分担と連携、病院、診療所の機能分担と連携については、当審議会としても引き続き検討を行うこととするが、当面、1月12日付会長メモにおいて示された内容に沿って適切な対応を講ずること。

② 療養病床の入院患者の取扱い

療養病床に入院している患者の症状が急性増悪した場合の医療の提供については、主治医の判断で行うものであること。

③ 中小病院についての配慮

一般病床の看護職員の配置基準を入院患者3人に1人とするについては、半世紀にわたる基準の変更であり、その影響が大きい中小病院の役割と支援策について、当審議会において検討し、その検討結果を踏まえ、所要の措置を講ずること。

④ 適正な入院医療の確保

適正な入院医療の確保に関する事項については、その運用に当たり、慎重な配慮をすること。

⑤ 医療における情報提供の推進

医業等に関する広告の規制については、当面、当審議会が昨年7月に提出した「医療提供体制の改革について（中間報告）」において示した基本的な考え方を踏まえて検討すること。

さらに、広告を含む情報提供の在り方について、基本的な検討が必要と考える。

⑥ 臨床研修の必修化

医師及び歯科医師の臨床研修を必修化するに当たっては、医療関係者審議会が提言している複数の診療科で研修を行うことや研修の場を多様なものとする事などの研修内容の充実を併せて行うことが重要であること。

この場合、研修医が研修に専念できるための環境の整備が進められることも重要である。